

最高裁秘書第3683号

令和3年12月1日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、下記3のとおり是正すべきと判断しましたので、通知します。

なお、是正後の開示の実施に関する事項は、別途通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

73期二期試験で配付した、「司法修習の終了等の通知について」と題する文書

(2) 苦情の申出がされた日

4月20日付け（同月22日受付）

2 答申番号

令和3年度（最情）答申第29号

3 判断及びその理由

第73期司法修習生に対する司法修習の終了等に関する連絡は、最高裁判所のウェブサイトに掲載した「司法研修所会場における注意事項等」及び「大阪会場における注意事項等」に記載する方法で行っており、これらの文書には、従前、

「司法修習の終了等の通知について」と題する文書に記載していた内容が含まれていることから、これらの文書を対象文書として開示することとした。

担当課 秘書課（文書室） 電話 03（3264）5652（直通）